講習1時間について

2,000円

に改

「(府令」を「(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)」に、

| I | (14) | 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 | 講習1時間について 2,000円 | を |
|---|------|-----------------------|---------------------|-------------|
| г | | | | _ |
| I | (14) | 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 | 講習1時間について 2,250円 | |

報

め、同表の10を次のように改める。

(15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習

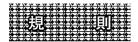
10 任意講習手数料

| | 区分 | 金 | 額 |
|--|--|--------|---------|
| (1) 法第97条の2第1項第3号のイの 国家公安委員会規則で定める基準に 適合する講習 | R公安委員会規則で定める基準に 1項第3号のイ及びハに掲げる者並びに法第101条の4 | | 6, 450円 |
| | イ 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第 1項第3号のイ若しくはハに掲げる者又は法第101条の 4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種 運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対 応免許以外のもののみを受けている者に対して行うもの | | 2,900円 |
| (2) 法第97条の2第1項第3号のホの国 | | 1,500円 | |

附則

この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、第8条第8号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

生活安全企画課 東北信運転免許課



長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。 令和4年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第5号

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「18歳以上」を「重度障害であつて生活資料を得る方途がない成年の子」に改め、同項ただし書を削る。

第18条の2第2項中「18歳以上」を「重度障害であつて生活資料を得る方途がない成年の子」に改める。

第18条の3第1項第1号中「(加算の原因となる子が18歳以上の場合)又は」を「及び」に、「20歳以上」を「重度障害であつて生活資料を得る方途がない成年の子」に改める。

第36条第1項第4号を削り、同条第3項中「次の各号のいずれかに該当するに至つた」を「受給者が、同項の規定により申し出た金融機関の他の店舗で支給を受けたい旨を申し出たとき又は口座振替の方法以外の方法により年金の支給を受けたい旨を申し出た」

に改め、同項各号を削る。

第41条第7項中「18歳以上」を「重度障害であつて生活資料を得る方途がない成年の子」に改める。

第42条第1項第2号中「18歳以上の子又は孫」を「成年の孫を含む。」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(遺族年金に関する経過措置)

2 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年長野県条例第4号。次項において「令和4年改正条例」という。) 附則第4項に規定する子に対する長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則第16条第2項及び第18条第2項の規定の適用については、これらの規定中「成年の子」とあるのは、「20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」とする。

県

報

3 令和4年改正条例附則第5項に規定する子に対するこの規則による改正後の長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則第16条の2第2項、第18条の2第2項及び第18条の3第1項の規定の適用については、同規則第16条の2第2項中「重度障害であって生活資料を得る方途がない成年の子」とあるのは「18歳以上」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該子が20歳未満である場合においては生活資料を得る方途がないことを証する市町村長又はこれに準ずべき者の証明書の添付は要しない」と、同規則第18条の2第2項中「重度障害であつて生活資料を得る方途がない成年の子」とあるのは「18歳以上」と、同規則第18条の3第1項第1号中「診断書及び」とあるのは「診断書(加算の原因となる子が18歳以上の場合)又は」と、「重度障害であつて生活資料を得る方途がない成年の子」とあるのは「20歳以上」とする。

(年金である給付の支給に関する経過措置)

4 この規則の施行の際現に担保に供され、又はこの規則の施行の日前に株式会社日本政策金融公庫に担保に供する申込みが行われたこの規則による改正前の長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則第36条第1項に規定する年金である給付の支給については、なお従前の例による。

職員課

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月24日

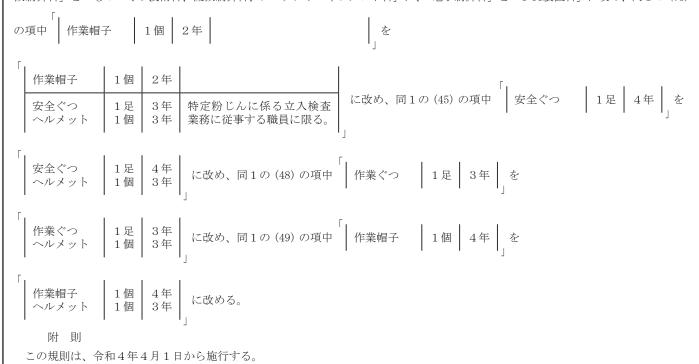
長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第6号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(18)の項中「生産技術科又は制御技術科」を「機械システム学科又はシステム制御学科」に、「コンピュータ制御科、機械制御科」を「ものづくり技術科、機械制御科、プロダクトマネジメント科」に、「電子制御科」を「FA装置科」に改め、同1の(31)



職員課

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第7号

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則(平成18年長野県規則第31号)の 一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「事実」を「場合にあっては、その事実」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 申請に係る法人の設立者が条例第2条第1項に規定する5年未満個人事業者であった場合にあっては、同項に規定する個人事業開始日を証する書類

様式第1号中

| 法人の創業 年 月 日 | 年 | 月 日 | 資本金の額又は出 資金の額 | 円 |
|----------------|-----------|-------|------------------|-------|
| | 出資者氏名(名称) | 出資金の額 | 出資者氏名(名称) | 出資金の額 |
| 出資金の内訳 | | 円 | | 円 |
| | | 円 | | 円 |
| 事業年度 | 月 日から | 月 日まで | 雇用者数 | 人 |

創業時の資本金の額 円 法人の創業日 年 月 日 又は出資金の額 出資者氏名 出資金の額 個人事業開始日 年 月 日 (名称) 円 月 日から 事業年度 出資金の内訳 月 日まで 円 円 常時雇用労働者数 人 円 短期雇用労働者数 人

に、職歴等の状況を

を

創業者の職歴 年 月 日 ~ 年 月 日

に改め、同様式の注を次のように改める。

- (注) 1 「個人事業開始日」欄は、条例第 2 条第 1 項に規定する 5 年未満個人事業者が法人を設立した場合に記入してください。
 - 2 「常時雇用労働者」とは、雇用保険の被保険者である常時雇用する労働者をいいます。
 - 3 「短期雇用労働者」とは、雇用する労働者のうち、常時雇用労働者以外のものをいいます。
 - 4 「創業者の職歴」欄には、就業の具体的な状況について、法人の創業日から5年間さかのぼり、それぞれの期間ごとに 記入してください。

様式第2号中

新規開業 資本金の額又は出 玍 月 円 日 年 月 H 資金の額 出資金の額 出資者氏名(名称) 出資金の額 出資者氏名(名称) 出資金の内訳 円 円 円 円 事業年度 月 日から 月 日まで 雇用者数 人

県

報

| | | 時の資本金の額 出資金の額 | 円 | 新規開業日 | 年 月 | 日 |
|--|--------|------------------|-------|----------|-----|------------|
| | | 出資者氏名(名称) | 出資金の額 | | | |
| | 出資金の内訳 | | 円 | 事業年度 | | 日から 日まで |
| | | | 円 | | | |
| | | | 円 | 常時雇用労働者数 | | 人 |
| | | | 円 | 短期雇用労働者数 | | 人 |

に、名称を

□ 県外における主たる事務所又は事業所 の名称及び所在地 所在地 新規開業が事業 (営業) 譲渡によるも (該当するものを○印で囲んで下さい。)事業 (営業)譲渡によるものである・ない 新規開業の日前に県内に事務所又は事業所が存在しなかったか否かの別 (該当するものを○印で囲んで下さい。)存在した・存在しなかった

県外における主たる事務所又は事業所 の所在地及び名称

名称

に改め、同様式の注の1中「下さい」を

「ください」に改め、同注の2を削り、同注の3を同注の2とし、同注に次のように加える。

- 3 「常時雇用労働者数」とは、雇用保険の被保険者である常時雇用する労働者をいいます。
- 4 「短期雇用労働者数」とは、雇用する労働者のうち、常時雇用労働者以外のものをいいます。
- 5 「県外における主たる事務所又は事業所の所在地及び名称」欄には、県内における法人の設立又は事務所の設置前に 県外で行っていた事業に係る主たる事務所又は事業所の所在地及び名称を記入してください。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

税 務 課 経営・創業支援課

水防法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。 令和4年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第8号

水防法施行細則等の一部を改正する規則

(水防法施行細則の一部改正)

第1条 水防法施行細則(昭和26年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。 様式第7号を次のように改める。

真

(様式第7号) (第6条関係)

(第1面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏 名

生年月日 年 月 日生

 年
 月
 日交付

 年
 月
 日限り有効

長野県知事

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法令の条項 | 該当の有無 |
|-------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を 記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「一」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、 その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

第2条 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則 (昭和46年長野県規則第7号)の一部を次のように改正する。 様式第12号を次のように改める。

| (7 | 様式第 12 号) | (第 1 | 4条関係 | .) | | | | |
|----|-----------|------|------------|--------|---------|--------|-----|--|
| | | | | | (第1面) | | | |
| | 第 | 号 | | | | | | |
| | | | 立入検査 | [等をする] | 職員の携帯する | る身分を示す | 証明書 | |
| | 職名 | | | | | | 写 | |
| | 氏 名 | | | | | | 真 | |
| | 生年月日 | 年 | 月 | 日生 | | | | |
| | 年年 | | 日交付 日限り | | | | | |

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法令の条項 | 該当の有無 |
|-------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「一」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、 その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(良好な生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 良好な生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和48年長野県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第19条中「良好な生活環境の保全に関する条例第55条第3項の規定による身分証明書」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書」に改める。

様式第9号を次のように改める。

長野県知事

真

(様式第9号) (第19条関係)

(第1面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付 年 月 日限り有効

長野県知事

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法令の条項 | 該当の有無 |
|-------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。

- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を 記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「一」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、 その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(森林組合法施行細則の一部改正)

第4条 森林組合法施行細則(昭和53年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「(身分証明書)」に改め、同条中「森林組合等検査員の証」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書」に改める。

別記様式を次のように改める。

真

| (모) | 記様式) | (第 15 | 条関係 | ١ |
|-----|------------|-------|----------|---|
| וית | 育じ 化板 工厂 / | (# I) | 宋 第17章 | , |

(第1面)

野

報

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付 年 月 日限り有効

長野県知事

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法令の条項 | 該当の有無 |
|-------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を 記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「一」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、 その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(長野県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第5条 長野県自然環境保全条例施行規則(昭和54年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。 様式第7号を次のように改める。

真

(様式第7号) (第36条関係)

(第1面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付 年 月 日限り有効

長野県知事

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| Ħ. |
|----|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を 記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「一」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、 その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。 様式第6号を次のように改める。

真

| (様式第 | 6 早) | (| 条関係) |
|------|------|-------|--------|
| (| 071 | (場 [] | 采[第]余] |

(第1面)

報

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年月日交付年月日限り有効

長野県知事

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法令の条項 | 該当の有無 |
|-------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。

- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を 記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「一」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、 その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(長野県水環境保全条例施行規則の一部改正)

第7条 長野県水環境保全条例施行規則(平成4年長野県規則第17号)の一部を次のように改正する。 様式第4号を次のように改める。

真

(様式第4号) (第7条関係)

(第1面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏 名

生年月日 年 月 日生

 年
 月
 日交付

 年
 月
 日限り有効

長野県知事

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 該当の有無 |
|-------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を 記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「一」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、 その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部改正)

第8条 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(平成4年長野県規則第31号)の一部を次のように改正する。 第28条第2項中「別記様式による検査員の証」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(別記様式)」に改める。 別記様式を次のように改める。

真

| (別記様式) | (第 28 | 条関係 | |
|--------|-------|-----|--|
| | | | |

(第1面)

野

報

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏 名

生年月日 年 月 日生

 年
 月
 日交付

 年
 月
 日限り有効

長野県知事

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法令の条項 | 該当の有無 |
|-------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を 記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「一」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、 その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(長野県景観規則の一部改正)

第9条 長野県景観規則(平成4年長野県規則第41号)の一部を次のように改正する。 様式第3号を次のように改める。

真

(様式第3号) (第11条関係)

(第1面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏 名

生年月日 年 月 日生

 年
 月
 日交付

 年
 月
 日限り有効

長野県知事

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 該当の有無 |
|-------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

(備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。

- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を 記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「一」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、 その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(長野県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第10条 長野県環境影響評価条例施行規則(平成10年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。 様式第11号を次のように改める。

真

(様式第 11 号) (第 54 条の 2、第 55 条、第 63 条関係) (第 1 面)

| 第 | | 号 | |
|---|---|---|-------------------------|
| | | | 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書 |
| 職 | 名 | | |

氏 名

生年月日 年 月 日生

 年
 月
 日交付

 年
 月
 日限り有効

長野県知事

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 該当の有無 |
|-------------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| - - - |

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を 記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「一」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、 その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(長野県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正)

第11条 長野県希少野生動植物保護条例施行規則(平成15年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。 様式第16号を次のように改める。

真

(様式第 16 号) (第 31 条関係)

(第1面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年月日交付年月日限り有効

長野県知事

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法令の条項 | 該当の有無 |
|-------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を 記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、 その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則(平成20年長野県規則第44号)の一部を次のように改正する。 様式第22号を次のように改める。

真

| (様式第 22 号) | (第 44 条関係 | |
|------------|-----------|--|
| | | |

(第1面)

野

報

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付 年 月 日限り有効

長野県知事

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法令の条項 | 該当の有無 |
|-------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を 記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「一」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、 その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則 (平成25年長野県規則第10号) の一部を次のように改正する。 様式第5号を次のように改める。

真

(様式第5号) (第10条関係)

(第1面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年月日交付年月日限り有効

長野県知事

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 該当の有無 |
|-------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を 記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「一」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、 その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則 (施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている身分を示す証明書は、この規則による改正後のそれぞれ の規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

> 情報公開・法務課環境政策課水大気環境課 生活排水課自然保護課 資源循環推進課 信州の本活用課 河川課 都市・まちづくり課

長野県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第9号

長野県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則

長野県男女共同参画センター管理規則(昭和59年長野県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」及び「等」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

(休館日)

第2条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、センターの所長(以下「所長」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(次号において「休日」という。)
- (2) 日曜日及び月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用時間)

第3条 センターの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条を削る。

第5条中「を利用する」を「の使用」に改め、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同条第8号中「別に定める場合を除き、」を「所長の許可を受けないで」に改め、同号を同条第6号とし、同条第9号中「指定管理者が知事の承認を得て」を「所長が」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第4条とする。

第6条から第13条までを削る。

第14条中「知事」を「所長」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(入館の制限)

第5条 所長は、めいていしている者その他センターの管理上著しく支障があると認められる者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

別表を削る。

様式を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人権·男女共同参画課

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。 令和4年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第10号

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則(昭和49年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第5条第20項」を「第5条第22項」に改め、同条第3号中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改める。 174 174

この規則は、公布の日から施行する。

障がい者支援課

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第11号

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則(平成18年長野県規則第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第8条の2」に、「エネルギー供給温暖化対策計画(第15条」を「再生可能エネルギー源の利用等による地球温暖化対策(第15条・第16条」に改める。

第3条の見出しを「(再生可能エネルギー源)」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 水力
- (3) 風力

第4条第2項第2号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第7条第1項第4号中「に係る」を「(第8条の2第7号において「大規模小売店舗」という。)に係る」に改める。

第3章中第8条の次に次の1条を加える。

(多数の者が利用する駐車場)

第8条の2 条例第17条の2の規則で定める駐車場は、次に掲げる施設に係る駐車場とする。

- (1) ホテル又は旅館
- (2) 共同住宅、長屋又は寄宿舎
- (3) 図書館、博物館又は美術館
- (4) 文化会館又はこれに類する施設
- (5) 公園、遊園地、動物園又は植物園
- (6) 体育館その他のスポーツ施設又はキャンプ場
- (7) 大規模小売店舗

第9条中「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同条第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、「。次条第1号において同じ」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 照明器具(安定器又は制御装置を有するものに限り、防爆型のものその他省エネ法施行規則第92条第2項に規定するもの及び卓上スタンド用蛍光灯器具を除く。)

第9条第3号中「。以下同じ」を削り、同条第4号中「。次条第6号及び第11条第8号において同じ」を削り、同条第5号中「次条第7号」を「第11条第5号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 電気冷凍庫 (熱電素子を使用するものその他省エネ法施行規則第92条第9項に規定するものを除く。)

第10条中「次の」を「前条」に改め、同条各号を削る。

第11条第8号を削り、同条第9号中「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」を「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置」に改め、同号を同条第8号とする。

第13条の見出しを「(再生可能エネルギー設備の導入の検討等)」に改める。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 再生可能エネルギー源の利用等による地球温暖化対策

第15条を第16条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(再生可能エネルギー源を変換して得られる電気に相当するもの)

第15条 条例第24条第1項の規則で定めるものは、非化石証書(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成22年経済産業省令第43号)第3条第1項第2号に規定する非化石証書をいう。)その他の再生可能エネルギー源を変換して得られる電気としての価値を有することを証するものとして知事が別に定めるものをいう。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1号の改正規定(「。次条第1号において同じ」を削る部分に限る。)、同条

第2号から第5号までの改正規定、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に1号を加える改正規定、第10条の改正規定、第11条第8号を削る改正規定及び同条第9号を同条第8号とする改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

環境政策課ゼロカーボン推進室

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。 令和4年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

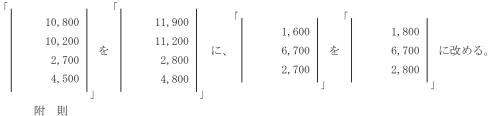
長野県規則第12号

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則(昭和48年長野県規則第38号)の一部を次のように改正する。 別表の寒天の製造に関する理化学試験の項を次のように改める。

| 寒天の製造に関 する理化学試験 | 寒天のゼリー強度 | 1, 100 |
|--------------------|----------|--------|
| | 抽出物の粘性度 | 1,700 |
| | 寒天分量 | 3, 900 |

別表の木材理化学試験の項中 3,400 を 3,500 に、 3,500 を 3,600 を 5,300 に 5,300



この規則は、令和4年4月1日から施行する。

園芸畜産課 信州の木活用課

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布します。 令和4年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第13号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

長野県都市公園規則(昭和41年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「別表第2の15」を「別表第2の16」に改める。

別表第2中「の会議室」の次に「、東管理棟」を加える。

別表第4の1の(4)を同1の(5)とし、同1の(3)を同1の(4)とし、同1の(2)を同1の(3)とし、同1の(1)の次に次のように加える。

(2) ランニングステーションの備品を利用する場合の利用料金

| 備品名 | 単位 | 金額 |
|------------|--------|------|
| シャワー及びロッカー | 1回について | 600円 |

別表第4の3のオートキャンプ場の項の次に次のように加える。

| 東管理棟 | 会議室 | 1時間までごとに | 100円 |
|------|-----|------------|------|
| | ホール | 1 时間ま (ここに | 700円 |

別表第4の3中「別表第2の13」を「別表第2の14」に、「別表第2の14」を「別表第2の15」に改める。

別表第5の芝生グラウンドの項の次に次のように加える。

ランニングステーション

午前8時30分から午後5時まで

別表第5のオートキャンプ場の項の次に次のように加える。

東管理棟

午前8時30分から午後9時30分まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都市・まちづくり課

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第5号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第3号ア(ウ)」を「第2条第3号ア(イ)」に、「第19条第2号イ」を「第19条第2号」に改める。

第2条(見出しを含む。)中「第2条第3号ア(り)」を「第2条第3号ア(4)」に改める。

第6条(見出しを含む。)中「第19条第2号イ」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人事委員会事務局